

## 「脳損傷、硬膜下血腫受傷時の取り扱いに関する通達」改訂の経緯

1. 平成25年（2013年）12月、日本脳神経外科学会より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が発出された。

<http://www.tokyo-sports.or.jp/asset/00032/syuuchi/sports%20nousonshou.pdf>

脳損傷や硬膜下血腫を生じた時には原則として、競技・練習に復帰するべきではないとされ、これを踏襲する形で以下の通達を発行した。

2. 平成28年（2016年）7月27日付「脳損傷、硬膜下血腫受傷時の取り扱いに関する通達」  
「脳損傷や硬膜下血腫を生じた時には、原則として、競技・練習に復帰すべきではない。但し、19歳未満の選手に関しては、理由の如何にかかわらず競技・練習に復帰することを禁止する。」

<https://www.rugby-japan.jp/news/2016/07/27/24833>

脳損傷・硬膜下血腫を生じた場合、原則的に競技復帰不可となっており、19歳未満の競技者に関し、「理由の如何に関わらず競技・練習に復帰することを禁止する」と、厳格な内容となった。

3. 今回の変更について

脳損傷や硬膜下血腫等の器質的脳外傷の症状は個人差があり、「全面的に競技復帰不可となるのは問題あり」と安全対策委員会内での提言があり、実際に競技復帰の要望もあることから、通達の改訂を以下の通り提案した。

脳損傷や硬膜下血腫を生じた際は、原則として、競技・練習に復帰すべきでない。ただし、競技復帰を希望する者に対しては、頭部外傷に関する専門性を有した医師の判断により復帰の機会を設ける。

競技復帰希望者は、受傷6ヶ月以降、所定の書式を用いた報告（意思確認書）を都道府県協会から支部協会を通じて日本協会安全対策委員会に提出する。

2022年8月6日より施行することとし、競技復帰には、以下の対応を求めることとした。

- ・ 復帰に際して『競技復帰に関する意思確認書・同意書』を提出。
- ・ 復帰後も担当医師による定期的な経過観察を受け十分な話し合いを行うこと。

以上